

公 告

下記の総合機器リースについて、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和52年 藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告します。

令和 7年 8月 14日

藤枝市 市長 北村正平



記

1 入札執行者

藤枝市 市長 北村正平（受任者 資産管理課長）

2 担当部局

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11-1
藤枝市 財政経営部 資産管理課
電話番号 054-643-3263

3 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 資長契第5号
- (2) 件名 市庁舎・市庁舎南館電話交換機リース契約競争入札
- (3) 納品場所 藤枝市庁舎東館3階電話交換機室
藤枝市庁舎南館1階
- (4) リース対象製品 電話交換機等
詳細は配布する仕様書に記載
- (5) 契約期間 令和7年12月1日から令和14年11月30日

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けたものであること。

- (1) 令和7年度 藤枝市の「総合機器リース」競争入札参加資格の認定を入札参加資格確認申請書の提出期限までに受けている者。
今回新たに入札参加資格の認定を得る場合は、藤枝市 総務部 契約検査課に申請をすること。
(詳細は下のURLを参照)
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/somu/keiyakukensa/gyomu/2/22356.html>
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けているものを除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けているものを除く。)でないこと。
- (4) 仕様書に基づき、物品等を指定した期日前に確実に納入できるものであること。

- (5) 申請日から入札執行日まで藤枝市入札参加停止等措置要綱（平成25年 藤枝市告示第178号）による入札参加停止措置の期間中でない者。
- (6) 暴力団員等（藤枝市暴力団排除条例（平成24年 藤枝市条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）でない者。
このとき、暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものについても入札参加資格を持たない。

5 入札説明書、仕様書、入札参加資格確認申請書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和7年8月14日（木）13時00分から令和7年8月20日（水）17時00分まで
- (2) 配布資料
 - ア 入札説明書
 - イ 仕様書
 - ウ 入札参加資格確認申請書
 - エ 契約書案
- (3) 配布場所
藤枝市ホームページ。
- (4) 配布方法
ホームページ上からダウンロードすること。

6 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書及び入札参加資格を証明する資料を提出すること。

- (1) 提出期間
令和7年8月14日（木）13時00分から令和7年8月20日（水）17時00分まで
- (2) 提出場所
上記2 担当部局に同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。郵送により提出する場合は、事前に上記2 担当部局に連絡をすること。
- (4) 提出書類
入札参加資格確認申請書

7 入札参加資格の確認結果通知

- (1) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年8月22日（金）までに入札参加資格確認通知書によりEメールにて通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められたものは、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求められることができる。
 - ア 受付期間
令和7年8月25日（月）17時00分まで

イ 受付場所

上記 2 担当部局に同じ。

(3) 回答

令和 7 年 8 月 27 日（水）までに Eメールにて行う。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和 7 年 8 月 29 日（金） 9 時 30 分

(2) 入札執行場所

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号 藤枝市役所西館 5 階第 2 委員会室

(3) 入札方法

入札書を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

入札執行回数は、2 回を限度とする。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）、見積書（2 回入札を行っても落札者がいない場合）

(5) 入札金額

入札又は見積もり金額は、総額（保守費含む）を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(7) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、**施行令第 167 条の 10 第 1 項**の規定を適用し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときはこれに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約に移行し、最低価格を持って入札をしたものから見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札したものが随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

見積書を徴取する回数は2回を限度とし、2回目においても決定しない場合は、次に安価な価格で入札したのと同様の手続きで見積書を徴取する。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続きを行う。

同価格の入札をしたものがあつた場合の見積書を徴取する順番はくじ引きで決定する。

最高の価格で入札したのから見積書を徴取してもなお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了とする。

9 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本業務の契約は長期継続契約であり、予算の減額又は削除があつた場合、市は契約を変更し、又は解除し、その変更又は解除により、契約者に損害を生じさせた時には、契約条項に定めるところにより損害を賠償する。
- (3) 入札又は見積もり金額は、総額によること。
- (4) 照会窓口
上記 2 担当部局に同じ。
- (5) 入札書用の封筒は用いない。